

軽自動車税の減免対象

減免額は、年税額に対して全額免除します。減免対象自動車の所有者は原則として障害者本人または生計を一にする人に限ります。手帳を交付されていても、申請されなければ、減免されません。なお、障害区分、等級、運転する人によって対象とならない場合があります。

※生計を一にする人が所有、運転する場合は、市役所障害福祉課で生計同一証明の交付申請をしてください。

◇身体障害者手帳

障害の区分		身体障害者本人が運転	生計を一にする人・ 常時介護する人が運転
視覚障害		1級～4級	1級～4級
聴覚障害		2級・3級	2級・3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害（喉頭摘出者のみ）		3級	
上肢不自由		1級・2級	1級・2級
下肢不自由		1級～6級	1級～3級
体幹不自由		1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害		1級・3級	1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級	1級～3級

◇戦傷病者手帳

障害の区分		戦傷病者本人が運転	生計を一にする人・ 常時介護する人が運転
視覚障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴覚障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
平衡機能障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
音声機能障害（喉頭摘出者のみ）		特別項症～第2項症	
上肢不自由		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
下肢不自由		特別項症～第6項症 第1款章～第3款症	特別項症～第4項症
体幹不自由		特別項症～第6項症 第1款章～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害		特別項症～第3項症	特別項症～第3項症

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する人は、生計を一にする人が運転する場合のみ対象

◇療育手帳

障害の程度が「重度」（療育手帳に記載された障害の程度が「A」）

◇精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級